

令和6年1月

各位

和泉商工会議所

会頭 山本 恭弘

「令和6年能登半島地震」災害義援金の募集について

皆様もご承知の通り、北陸信越地方を中心とした大地震が発生し、甚大な被害を受けており、時間が経つ毎に被害の大きさが明らかになってきております。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、平成28年4月14日に発生した熊本地震を彷彿するような思いでございます。被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。

つきましては、和泉商工会議所といたしまして、この度被災されました商工会議所に対しまして日本商工会議所を通じて、別紙の義援金申受要領により義援金を募集したいと思っております。

皆様方におかれましては、誠に経済環境厳しい折ではございますが、ご協力下さいますようお願いいたします。

義援金申受要領及び義援金振込連絡票

1. 義援金募金額 1口1万円でお願いたします。
2. 募集期間 2024年2月1日(木)～2月20日(火)
3. 申し受け要領
 - (1) 義援金をご応諾いただく場合は、裏面記載のいずれかの申込方法で、2月20日(火)までにご連絡お願いたします。
 - (2) ご応諾いただいた義援金につきましては、原則として2月20日(火)までに下記指定振込先宛へお振込みのほどお願いたします。
※誠に勝手ながら、ご送金いただく際の振込手数料等は、貴社のご負担にてお願いたします。ご負担がなく、送金額から振込手数料等が差し引かれて入金された場合は、着金額を募金額とさせていただきますこと、ご了承ください。
 - (3) 本義援金は当所で取りまとめ、復旧・復興に向けて商工会議所・連合会が実施する、被災事業者の事業再開、被災商工会議所の再建、観光回復等に必要なる費用として活用させていただきます。詳細は以下のとおりです。
寄附金税制上、本義援金は「一般寄附金」の取扱いとなります。
 - ① 個人が義援金を支出する場合の所得税の取扱い
所得控除はありません。
 - ② 法人が義援金を支出する場合の法人税の取扱い
一般寄附金は、下記の損金算入限度額までが損金に算入されます。
〔期末資本金の額等（資本金の額＋資本準備金の額）×12分の当期の月数×1000分の2.5＋所得の金額（法人税申告書別表四 仮計の金額＋支出寄附金の額）×100分の2.5〕×4分の1＝〔損金算入限度額〕
計算例 期末資本金の額等1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額〔1,000万円×12分の12×1000分の2.5＋1,500万円×100分の2.5〕×4分の1＝〔10万円〕

(4) 領収書は、義援金をお振込みいただきますます際の控えをもって、代えさせていただきます。

4. 振込先口座

池田泉州銀行 和泉支店	普通預金 3101137	和泉商工会議所 (イヌ'ミシヨウコウカイ'シヨ)
紀陽銀行 和泉寺田支店	普通預金 290472	和泉商工会議所 (イヌ'ミシヨウコウカイ'シヨ)

<本件担当> 和泉商工会議所 総務課

TEL : 0725 - 53 - 0320

FAX : 0725 - 53 - 5959

申込方法

下記のいずれかでお申込みください



① Web フォームでお申込みの場合は右 QR コードよりお願いいたします。

<https://forms.gle/kyuZGYW2j4iPvr739>

② FAX でお申込みの場合は下記振込連絡票にご記入のうえ FAX お願いいたします。

F A X 送付先 0725-53-5959

和泉商工会議所 総務課 行

「令和6年能登半島地震災害義援金 振込連絡票」

義援金の趣旨に賛同し、以下のとおり振り込みます。

1. 義援金額	<input type="checkbox"/>	円（1口1万円をお願いいたします。）
2. 貴社名	<hr/>	
3. ご住所	<hr/>	
4. 代表者役職名	<hr/>	
5. 代表者お名前	<hr/>	
6. ご担当者お名前	<hr/>	
7. 電話番号	<hr/>	
8. 振込予定日	月	日

※本義援金にご協力いただきました事業所様には、当所会報誌において貴社名をご紹介します。

貴社名の掲載を希望されない場合は、右記にチェックをお入れください。 → 掲載を希望しない

※ご連絡いただいた情報は、義援金の募金の目的以外には使用いたしません。